記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
京都府京都市右京区嵯峨小倉山町１番12 山林　617㎡ （買収時：京都市右京区嵯峨小倉山１番１ 畑　７反）	常寂光寺 右京区嵯峨小倉山	
京都府久世郡久御山町市田一ノ坪42番１ 用悪水路　86㎡ （買収時：久世郡久御山町大字市田小字一ノ坪42番 田　６畝23歩）	溝口安治郎 久世郡淀町字新町565番地	
京都府久世郡久御山町市田一ノ坪43番１ 用悪水路　78㎡ （買収時：久世郡久御山町大字市田小字一ノ坪43番 田　１反３畝25歩）	吉岡　末吉 久世郡小倉村字安田小字大納言１番地	
奈良県生駒郡三郷町勢野西三丁目3174番 宅地　56.01㎡ （買収時：生駒郡三郷村大字勢野3174番 畑　14歩）	薮田與一郎 外一名 生駒郡三郷村大字勢野	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
高知県土佐郡土佐町土居字須麻野118番２ 墓地　6.61㎡	濱田芳太郎 高知県長岡郡吉野村汗見445番２号地	
高知県安芸市下山字山口632番６ 畑　47㎡	内川　勝 高知県安芸市下山2175番地の３	
高知県安芸市下山字山口632番８ 畑　33㎡	内川　貞己 高知県安芸市下山629番地	
高知県安芸市下山字山口2418番９ 山林　23㎡	内川　勝 高知県安芸市下山2175番地の３	
高知県安芸市下山字山口2418番10 宅地　29.75㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
熊本県阿蘇市黒川字年山2471番 山林　20㎡	江藤常太郎 熊本県阿蘇郡黒川村大字黒川125番地	

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間